

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第七章 国際労働運動

第三節 各国における労働者階級の斗争

一九五一年の世界労働運動の全般的な特徴は、再軍備政策の強化と各国の従属化、植民地化のいっそうの推進のなかで、資本主義国、植民地、従属国の労働者階級が、その闘争の方向と重点を、再軍備反対、従属化、植民地化反対のはげしい抵抗運動をもって闘争をすすめたという点にある。そして、この抵抗運動の進展とともに、いくつかの注目すべき新しい特徴と、生長を記録している。

これを各国別にみて行こう。

イタリア

伊労働総同盟(CGIL—五五〇万—世界労連系)を主力とするイタリア労働運動は、一九五一年を通じて、いちじるしい生長と注目すべき発展をみせた。

(1) 工場閉鎖、大量首切り反対闘争。平和産業の縮小に伴う金属部門を中心とする大量首切りと工場や炭坑の閉鎖は、一九五一年に入って、ますます続出する一方で、たとえば一九五〇年一〇月から五一年二月にかけて金属部門だけで二万名をこえる大量首切りがでている。この大量首切りは、ほとんど経営者側の工場経営放棄というかたちをとって生じているため、組合の闘争は、組合自身が工場を管理して、平和生産を守るという新しい闘争形態をとっている。一九五一年におこなわれた主な工場管理闘争とその闘争期間をあげると次の通りである。

ゼノアのアンサルド工場で二カ月間
レジノ・エミアのレジアネ工場で八カ月間
イルヴァ・デ・ボルサネット工場で九カ月間
イルヴァ・デ・サヴォン工場で一二〇日間
スペツィアの各金属工場で一八〇日間
また、炭坑部門では次の通りである
ルニ・サルツアナ炭坑で一二〇日間
グロセツ炭坑で八〇日間
ヴァルダノ炭坑で二カ月間

これらの闘争が、すべて長期間にわたっており、広汎な国民各層の支持と協力の下でおこなわれ、そのほとんどが勝利をおさめ、統一行動の威力を発揮し、イタリア労働者の戦闘力を強化したことは注目される。これらの闘争に対し、伊労働総同盟は、次のような評価をあたえている――

「工場管理闘争の成果は、職場、工場、農村にまたがる地区に、それぞれ統一行動委員会が組織され、闘争の原動力となったことからうまれている。とくに、資本家の工場当時よりも安価で、豊富に農器具、トラクター等が提供されたことは、労農提携をいちじるしく強化した。

これらの闘争は、平和への意識を強め、労働者の責任と任務に確信をもたせ資本主義制度の破産を具体的に教えてくれたのである」(一九五一・四)

(2) 統一行動の発展と強化。闘争の原動力を、職場の統一行動委員会の組織化におくということは、闘争における戦闘力をきわめて根強いものにしたばかりでなく、分裂工作や切崩し工作の乗ずるスキをあたえず、所属組合をこえた広汎な統一戦線の発展を可能にした。すなわち、三月八日から四月二七日にかけておこなわれた一六〇万の公務員(イタリア全公務員の九〇%にあたる)の一・二%賃上げとスライド制を要求したゼネストは、CGIL、CISL、ULIの三労組中央組織が、下部の統一行動委員会の圧力ではじめて実現した共同協定による統一行動からうまれている。なお、要求をかちとったこのゼネストは、つぎのようにおこなわれた。

官吏の二四時間ゼネスト

教員(八万五、〇〇〇)の四八時間スト

公共運輸労働者(四〇万)の二四時間スト

通信労働者の二四時間スト

なお、この公務員ストに対し、六〇万の金属労働者が二四時間の同情ストをおこなった。

また、フィアト自動車工場(六万五、〇〇〇)の労働者が、労働強化に反対して、三ヵ月間にわたって闘争し、勝利したが、この闘争から、職場の統一行動委員会が、ストライキ委員会、宣伝、扇動委員会、資金カンパ委員会、市民委員会等の多種多様な活動形態をつくりだすような強力な機能をもちはじめたことが注目される。

(3) このほか、三百万をこえる失業者が自ら公共土木事業の実施によって職を確保していく、いわゆる「逆スト」や、農民、農業労働者の「土地占拠闘争」が一九五〇年にひきつずいておこなわれたが、これらの闘争は、CGILが一九四七年から提唱し、その実現をめざしている「労働計画」の一環としておこなわれ、広汎な統一行動を基礎に、デ・ガスペリ政府の再軍備政策を動揺させている。

フランス

フランス組織労働者の八〇%を組織する仏労働総同盟(CGT—三〇〇万—世界労連系)を主流とするフランス労働運動は、一九五一年三月におこなわれた賃上げ要求を中心とする全国的なストで、この年の大闘争をはじめている。

(1) 三月スト。石炭、ガス、金属、建築、電気、バス、鉄道の労働者は全国いたるところで一・五%の賃上げ(年金増額も含む)ストをおこなったが(三月二三日現在総数一〇〇万が参加)、三月一三日から三週間つずいたパリ地下鉄三万四、〇〇〇の労働者の賃上げストは、フランス労働者の統一行動の発展に大きな成果と教訓をあたえたものとして特筆される。すなわち、CGT、CFTC、FO、技術者組合、未組織労働者をそれぞれ代表する委員から構成された行動委員会が、職場につくられた多数の統一委員会を基礎にして組織され、スト決行と同時にストライキ委員会に転化して、ストを指導するという方針は、裏切りやスト破り工作を完全に防ぎ、スト解除の最後まで一名の脱落者もださないという強力な統一行動を発展させた。この三月斗争は、「職場の労働者が、自分の力で、自分の要求をかちとるための最大の武器として、統一行動をうちだし、これを本当に自分のものとした」(CGT書記長ブノア・フラシオン)のである。

こうして三月斗争を中心とするストライキ運動は、二月二六日から四月二二日までの期間をとって、その件数をみると次の通りである(世界労連書記長一般報告から)。

スト件数 八六五

作業停止 九七七

抗議運動 四五四

(2) 九月斗争。再軍備政策の強行は、物価の上昇をますますはげしくしたため、九月には、再び各産業部門で平均一五%の賃上げ斗争がおこり、大学職員の賃上げ、年金改善のストもふくめて、統一行動は、さらに発展をみせるにいたった。これらの九月斗争もまた職場に根をおいた行動委員会、ストライキ委員会が斗争の原動力となったばかりでなく、CFTCやFOの上部指導部が、妥協とスト切崩し工作をすすめる動きを示したことに対するスト参加労働者の不満は急激に増大し、CFTCやFOを脱退する労働者が二万名をこえるという事実があらわれた。

すなわち、二月から九月にかけてのストライキ運動は、CGTの指導力に対する信頼の増大と職場労働者の統一行動の組織化の強力な進展、CFTC、FOの右翼幹部の孤立化を深め、かちとった要求の点でいえば、約七ヵ月間に総計二六・五%の賃上げその他がある。

(3) 最低賃金制をめぐる統一戦線。一九五一年を通じて、いちじるしく発展をみせた統一行動と賃上げ斗争は、CGT、FO、GFTCその他の労組中央組織に呼びかけた二三、六〇〇フラン(八・一五の物価指数基準)の最低賃金制の確立をめざす統一行動にまですすんだ、すなわち九月にひらかれた団体協約全国委員会で、CGT、CFTC、FOの委員は、二三、六〇〇フランの統一要求をだして、政府、資本家の委員と対決した。これは、戦後フランスでみられたはじめての動きである。

CGTは、この二三、六〇〇フランをめざす賃上げ闘争をすすめる一方、さらにスライド制の確立を要求して闘争を組織しつつある。

西ドイツ

西ドイツ再軍備政策は、西ドイツの従属化の推進とともに、西ドイツ労働者の労働条件、生活条件を極度に悪化させている(前掲参照)。したがって、西ドイツ労働者の要求は生活費手当の一律増加と賃上げが、もっとも広汎な労働者を結集する性格をもっているが、賃金がいちじるしい職階制となっているため、分裂工作がたえず賃上げの統一行動をさまたげる結果となっている。これは、占領下西ドイツの労働総同盟(DGB—五五〇万—国際自由労連系)の右翼指導部の方針ともなっている。

しかし、生活改善を要求する闘争は、一九五一年には、つぎのように激化している――

ニュールンベルグ、ウツペルタール、バンペルグの数万の労働者の賃上げ要求の巨大なデモンストレーション。

プレーメン自動車工場、レムスシヤト金属工場の賃上げスト。

水路運輸者(三万)の賃上げスト。

ヘッセ地方金属労働者(五万)の賃上げスト(一ヶ月間)

バヴァリア農業労働者の二五%賃上げスト。

ハンブルク港湾労働者のスト(軍需品取扱い拒否を含む)

(以上一九五一年上半期)

また、五月には、建築、金属、炭坑、公務員の各労組が、それぞれ、組合員の九〇%以上の支持する賃上げスト決行をおこなっている。だが、この決議が実行されないでしまったという事実は、西ドイツにおいては、まだ各労組の指導部が、国際自由労連系の右翼幹部によって占められ、ストの指導が、職場労働者の統一行動を基礎としてなされず、遂に統一行動を弱めるかたち(懲罰、配置転換、首切りなど)で、スト回避の方向をとり、妥協戦術の傾向が強いことを示している。

したがって、たとえ、ストライキを決行しても、DGB指導部がそのストを指導しているかぎり、闘争途中で調停裁判所に移され、要求をはるかに下廻る線で妥結する例が多い。

そのなかで、プレーメンその他の全属工場にしだいに増加している職場労働者から直接選出されたストライキ委員会の組織は、西ドイツ労働運動の強力な発展を約束するものとして注目される。

西ドイツ労働者の再軍備反対運動は、各工場でおこなわれた投票の結果が九〇%以上の支持を得ていることから、きわめて強力で広汎だといえる。それは、職場に再軍備反対行動委員会を組織し、軍需生産、軍需輸送拒否の運動を促進している。

さらに、この再軍備反対運動は、社会民主党系労働者一千名の参加したミュンヘン労働者大会で「再軍備に反対し、賃上げと生活手当の支給を要求せよ」という決議がみられたように経済要求と結合した方向に発展してきている。

スペイン

スペインの労働運動は、一九五一年に入って、最大の闘争を記録している。

すなわち、二月、バルセロナの市電料金四〇%値上げ反対の五日間にわたる全市民のボイコット運動は、賃上げとフランコ政権打倒の闘争に発展し、三月一二日にはバルセロナ五〇万労働者のゼネストが一〇〇%におこなわれるにいたった。この大闘争は、官憲の大弾圧下で多数の死傷者と投獄者をだしたが、さらにこれに抗議するストライキ運動の展開によって、労働者側の勝利に終わっている。

ついで、バルセロナの闘争は、カタロニアにまで発展し、カタロニア繊維労働者二〇万、バスク地方労働者三〇万の参加するストライキがおこなわれ、五月一日のメーデーには首都マドリッドに闘争は波及し、全スペインをゆすぶる大闘争となっている。すなわちメーデー闘争からはじめられたマドリッドにおける闘争は、五月二二日にいたって頂点に達し、市民は交通機関、新聞、食堂、市場のボイコット、労働者はサボ戦術というかたちで首都を死の都と化さしめた、このマドリッドの闘争に呼応して、北スペインのモンドラゴン、プラセンツィアその他の都市でもストライキが各所におこなわれた。

これらの大闘争にはげしくゆすぶられたフランコ政府は、労働者側の要求をほとんど受諾するにいたったが、新しい、強力な次の闘争をおそれて、一九五一年末に、突如、スト責任者としてロペ・ライモンド以下三四名の労働組合活動家を逮捕し、極刑をもつてのぞもうとしており、これに対する抗議運動が、全国的、国際的に展開されている。

イギリス

一九五〇年九月のイギリス労働組合会議(TUC)全国大会で、賃金凍結政策支持の提案を否決していらい、イギリス労働者の賃上げ闘争はしだいに激化し、一九五一年には、きわめて広汎な規模で賃上げ闘争が展開された。すなわち、一九五〇年一〇月から五一年六月までに五〇〇万以上の労働者が賃上げ闘争によって週八シリングから二〇シリングにいたる賃上げを獲得している。この賃上げ闘争に参加した労働者を部門別にみると、炭坑、機械、建築、鉄道、交通の各部門から、教員、配給労働者、郵便労働者、公務員にまでひろがっている。

これらの賃上げ闘争が、どのような闘争形態をとっておこなわれたかをみると、強力なストライキ運動によるものは、ほとんどなく職場集会、デモ、宣伝、抗議、サボ、時間外労働拒否、就業規則遵守などの各種各様の手段をとっている。

イギリスで、一九五一年における最も戦闘的な闘争として記録されるのは、ロンドン港湾労働者が賃上げ闘争のときに「非合法スト扇動」の理由で不当逮捕された七名の職場指導者のためにおこなった釈放闘争と、二月から六月にかけておこなわれた鉄道三労組の賃上げ闘争である。とくに、鉄道の賃上げ闘争は、全国的に職場労働者の「非公認スト」の態勢の下で、鉄道当局の強硬な態度を切りくずし、争議の調停が狙う「審査法廷」のギマンをはねのけて、運休や違法闘争のかたちでストライキによる要求貫徹の行動をとり、ついに三年間の賃金釘付けを破って、七・五%の賃上げをか

ちとっている。重要な点は、この賃上げ闘争のなかで、三鉄道労組の下部に強力な共同委員会がつくられ、職場組合員のイニシアで運動がすすめられたことである、その意味で、この鉄道ストは、イギリス労働運動の転換を示す最初の動きといわれている。

イギリス労働運動が一九五一年に入って、一段と強力になったことは、闘争が単に経済要求のための闘争ばかりでなく、首切り反対、非組合員雇傭反対、スト禁止法、とくに政令一三〇五号反対、ロンドンにおけるメーデーのデモ禁止に対する抗議、鉄道運賃値上げ反対等の闘争をきわめて戦闘的におこなったことで証明される。とくに、TUC評議会が支持してきた政令一三〇五号(第二次大戦中に制定されていらい、戦後そのまま有効とされていたスト非公認法)を、五月になって撤廃させた労働者の大衆行動の成長は特筆される。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
